

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例 平成二十九年十二月二十八日条例第四十号 改正 令和 八年 〇月〇〇日条例第〇〇号 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例 (趣旨) 第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第七十五条の七第一項の規定により、県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語) 第二条 この条例における用語の意義は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）の例による。 (国民健康保険事業費納付金の徴収) 第三条 県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、年度ごとに、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する。 2 県は、国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。 3 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び	○国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例 平成二十九年十二月二十八日条例第四十号 改正 令和 六年 三月二二日条例第一七号 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例 (趣旨) 第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第七十五条の七第一項の規定により、県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語) 第二条 この条例における用語の意義は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）の例による。 (国民健康保険事業費納付金の徴収) 第三条 県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。）に充てるため、年度ごとに、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する。 2 県は、国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。 3 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び

改正後	改正前
標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）並びにこの条例で定めるところにより算定するものとする。 （医療費指数反映係数） 第四条 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数は、零以上一以下の範囲内において知事が定める数とする。 2 知事は、前項の医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料（法第四条第三項に規定する保険料をいう。）の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。 （年齢調整後医療費指数） 第五条 政令第九条第四項に規定する年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる値とする。 （一般納付金所得係数） 第六条 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 政令第九条第五項第二号に掲げる額 （一般納付金所得等割合） 第七条 政令第九条第六項に規定する一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 （一般納付金被保険者数等割合） 第八条 政令第九条第七項に規定する一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 （後期高齢者支援金等納付金所得係数） 第九条 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 政令第十条第三項第一号に掲げる額	標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）並びにこの条例で定めるところにより算定するものとする。 （医療費指数反映係数） 第四条 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数は、零以上一以下の範囲内において知事が定める数とする。 2 知事は、前項の医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料（法第四条第三項に規定する保険料をいう。）の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。 （年齢調整後医療費指数） 第五条 政令第九条第四項に規定する年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる値とする。 （一般納付金所得係数） 第六条 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 政令第九条第五項第二号に掲げる額 （一般納付金所得等割合） 第七条 政令第九条第六項に規定する一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 （一般納付金被保険者数等割合） 第八条 政令第九条第七項に規定する一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 （後期高齢者支援金等納付金所得係数） 第九条 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 政令第十条第三項第一号に掲げる額

改正後	改正前
二 政令第十条第三項第二号に掲げる額 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十条 政令第十条第四項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合) 第十一条 政令第十条第五項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (介護納付金納付金所得係数) 第十二条 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (介護納付金納付金所得等割合) 第十三条 政令第十一条第四項に規定する介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (介護納付金賦課被保険者数等割合) 第十四条 政令第十一条第五項に規定する介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (子ども・子育て支援納付金納付金所得係数) 第十五条 政令第十一条の二第三項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額 二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額 (子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合) 第十六条 政令第十一条の二第四項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。	二 政令第十条第三項第二号に掲げる額 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十条 政令第十条第四項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合) 第十一条 政令第十条第五項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (介護納付金納付金所得係数) 第十二条 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (介護納付金納付金所得等割合) 第十三条 政令第十一条第四項に規定する介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (介護納付金賦課被保険者数等割合) 第十四条 政令第十一条第五項に規定する介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

改正後	改正前
(子ども・子育て支援納付金被保険者数等割合) 第十七条 政令第十一条の二第五項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。 (委任) 第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則 (令和六年三月二十二日条例第十七号) この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。 附 則 (令和〇年〇月〇〇日条例第〇〇号) この条例は、令和八年四月一日から施行する。	(委任) 第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則 (令和六年三月二十二日条例第十七号) この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。